

いわゆる原則逆送事件のうち
検察官送致決定がなされなかった
事件の概要

いわゆる原則逆送事件のうち検察官送致決定がなされなかった事件の概要

1 調査の対象

平成29年1月1日から令和元年12月31日までの3年間に、家庭裁判所において終局処理された少年法第20条第2項本文に規定する事件(いわゆる原則逆送事件)のうち、検察官送致決定がなされなかった少年19人について、法務省刑事局において、最高裁判所事務総局家庭局の協力を得て、審判書及び決定書に基づき調査した。

調査した事件の罪名及び終局処分の内訳は、次のとおりである(なお、不処分決定がなされた事件はない。)

罪 名	少年院送致	保護観察	審判不開始
殺人	5	1	
殺人・死体遺棄	2		
嘱託殺人, 承諾殺人	2		
自殺幫助		1	1
傷害致死	3		
傷害致死幫助・逮捕監禁	1		
昏酔強盗・強盗致死	1		
危険運転致死(傷)・道交法違反	2		
合計(人)	16	2	1

2 各事件の概要

殺人事件(その1)の概要

少年(審判時16歳)が、自宅内において、実父からゲームをやめるよう強く注意されたことを契機に、同人に反抗して口論となり、その頸部等を包丁で複数回突き刺すなどして殺害した事案。

本件の背景には、些細なことで立腹して実母に当たり散らす実父に対する、少年の長年にわたり鬱積した感情があった。実母や姉は、少年に対する刑事処分を望んでいなかった。

非行歴はない。

第一種少年院送致(相当長期間)。

殺人事件(その2)の概要

少年(審判時16歳)が、自宅において、実母になじられたことを契機に口論となり、同人に対し、その頭部を金づちで多数回殴り、その胸部や腹部などを包丁で突き刺すなどして殺害した事案。少年は、自ら警察に通報して自首した。

実母は精神的に不安定で、養育態度に問題があった。

非行歴はない。

第一種少年院送致（相当長期間）。

殺人事件（その３）の概要

少年（審判時１９歳）が、言いつけに従わずに泣き出した息子（当時２歳）に対し突如強いいら立ちを覚え、その頸部にひもを巻き付けて絞め付けるなどして殺害した事案。

少年は、負債を抱えながら就業もままならず、頼るべき者もない状況にあった。

非行歴は不明。

第一種少年院送致（相当長期間）。

殺人事件（その４）の概要

少年（審判時１６歳）が、義母の頸部を両手で押さえ付けて殺害した事案。

本件非行直後に自ら警察に通報して自首した。また、少年の広汎性発達障害などの精神障害や少年の問題に対する不適切な対応等が、動機形成及び遂行に影響した。

非行歴はない。

第三種少年院送致（相当長期間）。

殺人事件（その５）の概要

少年（審判時１９歳）が、実母とその再婚相手が激しいけんかをした際、いつも実母を悪く言う再婚相手に対する怒りの感情が高まり、同人に対し、所携の包丁でその頸部を切り付けるなどして殺害した事案。

犯行当時、妄想型統合失調症により、善悪を判断し、自身の行動を制御する能力が著しく減退していた。

保護処分歴はない。

第三種少年院送致（相当長期間）。

殺人事件（その６）の概要

少年（審判時１９歳）が、自宅トイレ内で嬰兒を分娩して、便槽に至る配管内に落下させて殺害した事案。

非行歴は不明。

保護観察。

殺人・死体遺棄事件（その１）の概要

少年（審判時１８歳）が、嬰兒を自宅トイレ内で出産した後、その顔面をタオルに押し付けて殺害した事案及びその後、少年が、情を知らない妹をして、ビニール袋に入れた死体を少年方駐車中の自動車内に積み込ませて遺棄した事案。

少年は、インターネットを通じて知り合った男性と性交渉を持って妊娠したものの、妊娠していないと思い込むようにし、母親等に対しても、妊娠を否定していた。

非行歴は不明。

第一種少年院送致（長期間）。

殺人・死体遺棄事件（その２）の概要

少年（審判時１８歳）が、自宅において、実母が腹を立てて少年に馬乗りになり首を絞めてきたことから、身の危険を感じ、自分の生命身体を防衛するため、実母が持ち出していた包丁で、防衛の程度を超えて、その頸部を包丁で複数回刺した上、その後も動く実母の姿を見て、恐怖を感じたことなどから、その頭部をダンベルで複数回殴打するなどし、の行為により殺害した事案及びその後、少年が、実母の死体を少年方物置内に遺棄した事案。

背景には長年にわたる実母の不適切な養育・指導の問題等があった。

非行歴はない。

第一種少年院送致（比較的長期間）。

囑託殺人事件の概要

少年（審判時１９歳）が、交際相手から囑託を受け、その首をひもで絞め付けて殺害した事案。

交際相手が心中を提案し、殺害方法も被害者が選んだに等しかった。

非行歴はない。

第一種少年院送致（相当長期間）。

承諾殺人事件の概要

少年（審判時１７歳）が、自宅において、交際相手の承諾を得て、その左胸部をナイフで突き刺して殺害した事案。

少年は、交際相手から心中を持ちかけられ、言われるがまま本件非行に及んだ。

非行歴はない。

第一種少年院送致（相当長期間）。

自殺幫助事件（その１）の概要

少年（審判時１９歳）が、インターネット掲示板で知り合ったＡと共謀の上、同様に知り合ったＢと共に自殺することを決意し、自殺の準備をした上、駐車中の自動車内において、少年が、睡眠薬等をＢらに手渡し、自ら練炭に着火し睡眠薬等を服用したＢを、急性一酸化炭素中毒により死亡させた事案。

非行歴は不明。

保護観察（短期間）。

自殺幫助事件（その２）の概要

少年（決定時１８歳）が、ＳＮＳを通じて知り合ったＡ、Ｂ及びＣと共に自殺しようとして決意し、Ｃと共謀の上、ガムテープで目張りした自動車内に七輪や練炭等を設置するなどした上、同車内において、七輪内の練炭に点火して、Ａ及びＢを一酸化炭素中毒により死亡させた事案。

非行歴は不明。

審判不開始（保護的措置）。

傷害致死事件（その１）の概要

少年（審判時１６歳）が，自宅で，祖父に対し，両手の拳で多数回殴打するなどの暴行を加えて死亡させた事案。

少年は，認知機能が低下し，易怒性が高まりつつあった祖父が，少年に不適切な行動を注意され，怒鳴って少年を殴ってきたことを契機として本件非行に及んだ。また，少年は，本件非行後救命措置を講じた。遺族である祖母や実母は少年に対する厳しい処分を望んでいない。

非行歴は不明。

第一種少年院送致（比較的長期間）。

傷害致死事件（その２）の概要

少年（審判時１７歳）が，交際相手がカッターナイフで自傷しようとしていると思込み，これを止めるため，交際相手をベッド上に押し倒し，必要以上に長い間，頸部を手で強く押さえ付ける暴行を加えて死亡させた事案。

少年は，交際相手が自傷に及ぼうとしていると誤認しており，誤想過剰防衛又は誤想過剰避難が成立。

なお，本件は，刑事処分相当として検察官に送致されて公訴提起された後，刑事裁判所の家庭裁判所移送決定により，再度家庭裁判所の審判に付されたもの。

非行歴はない。

第一種少年院送致（相当長期間）。

傷害致死事件（その３）の概要

少年（審判時１８歳）が，金銭の貸借を発端として専門学校の同級生とけんかになり，歩道上で，同人の左顔面を肘打ちして転倒させ，頭部を路上に打ち付けさせる暴行を加え，くも膜下出血の傷害を負わせて死亡させた事案。

動機に悪質性はなく，暴行も生命に対する危険の高いものではなかった。また，少年は，本件非行後同級生を介抱した。

非行歴はない。

第一種少年院送致（比較的長期間）。

傷害致死帮助・逮捕監禁事件の概要

少年（審判時１７歳）が，A及びBが飲食店内において被害者の顔面を蹴り，多量の酒類及び薬物を服用させるなどし，少年方において薬物中毒の傷害によって被害者を死亡させた際，見張りをし，被害者に薬物を手渡すなどしてA及びBの犯行を帮助した事案及び，その過程で，少年が，A及びBと共謀の上，被害者を少年方に運び込み，被害者が死亡するに至るまでの間，被害者を押入内に押し込め，手足を緊縛するなどして不法に逮捕監禁した事案。

少年は，上司である成人共犯者Aの指示を受け，終始追従的に行動した。

非行歴はない。

第一種少年院送致（比較的長期間）。

昏酔強盗・強盗致死事件の概要

飲食店勤務の少年（審判時17歳）が、同店の実質的経営者であるAらと共謀の上、客である甲に酒類及び薬物を混入した飲み物を飲用させ、昏酔状態に陥らせて、同人の金品を盗取した事案及び、別日に、少年が、Aと共謀の上、客である乙に酒類及び薬物を混入した飲み物を飲用させ、昏酔状態に陥らせて、同人の金品を盗取し、その後、乙を寝かして放置し、昏酔中の吐物誤嚥により窒息させて死亡させた事案。

いずれの非行にも成人共犯者が存在し、少年が主導したものではなかった。また、少年には知的能力に制約があるなどの問題があった。

非行歴は不明。

第一種少年院送致（比較的長期間）。

危険運転致死・道交法違反事件（その1）の概要

少年（審判時18歳）が、自動車の運転経験がなく、その進行を制御する技能を有しないで、普通乗用自動車を時速約30ないし35キロメートルで走行させたことにより、自車の進路を適正に保持することができず、道路右端の建物への衝突を避けようとしてハンドルを左転把し、自車右後部を同建物に衝突させるとともに、自車を左斜め前方に逸走させ、被害者運転の自転車後部に自車前部を衝突させ、同人を転倒させて轢過するなどし、肋骨多発骨折等の傷害を負わせて死亡させた事案及び道交法違反（無免許運転等）の事案。

未熟さゆえに安易に運転ができると轻信し、本件非行を行った。

なお、本件は、刑事処分相当として検察官に送致されて公訴提起された後、刑事裁判所の家庭裁判所移送決定により、再度家庭裁判所の審判に付されたが、再度検察官に送致され、刑事裁判所も再度家庭裁判所移送決定をしたため、3回目の家庭裁判所の審判に付されたもの。

保護処分歴あり（児童自立支援施設送致，保護観察）。

第一種少年院送致（相当長期間）。

危険運転致死傷・道交法違反事件（その2）の概要

少年（審判時16歳）が、原動機付自転車を運転し、赤信号を殊更に無視し、時速約40キロメートルで交差点に進入したことにより、左方から進行してきた普通貨物自動車に自車を衝突させ、自車の後部同乗者に頭部外傷等の傷害を負わせて死亡させ、自車の前部同乗者に多趾切断等の傷害を負わせた事案及び道交法違反（乗車定員違反）の事案。

両被害者は、少年の走行行為を容認していた。

保護処分歴はない。

第一種少年院送致（比較的長期間）。